4　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。	［新設］
5　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号イに掲げる法人に限る。）にあっては同項第１号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第３号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。	［新設］
6　［略］	4　［同左］
7　［略］	5　［同左］
8　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉕」の欄及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の欄は記載しないこと。	［新設］
9　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊳」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。	6　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の19第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉟」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。
10　［略］	7　［同左］
第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	**第六号様式別表五の二**（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙二十二　挿入］	［様式　別紙二十二　挿入］
第六号様式別表五の二（スイカ用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	**第六号様式別表五の二**（スイカ用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙二十五　挿入］	［様式　別紙二十四　挿入］
第６号様式別表５の２記載要領	第６号様式別表５の２記載要領
１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。	１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に添付すること。
［２　略］	［２　同左］
3　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。	［新設］